

## 神奈川県手話通訳者登録要項

(目 的)

1 この要項は、神奈川県手話通訳者派遣事業実施要綱第 3 条の規定による手話通訳者の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登 録)

2 登録を希望する者は、手話通訳者登録申請書（様式第 1 号）により神奈川県聴覚障害者福祉センター所長に申請する。

(手話通訳者証)

3 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長は 2 の申請を受けたときは内容を審査し、適当であると認めた場合は神奈川県手話通訳者登録証（様式第 2 号）を交付する。

(登録期間)

4 登録期間は年度単位で行うものとする。

(新規資格取得者の登録)

5 神奈川県手話通訳者認定試験又は手話通訳士試験に合格した場合は、当該年度及び次年度の登録ができる。

(登録の更新)

6 登録の更新については、別に定める「神奈川県手話通訳者登録更新に関する実施要領」による。

(登録の取り消し)

7 神奈川県聴覚障害者福祉センター所長は、登録した者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消す事ができる。

- (1) 取り消しを申し出たとき
- (2) 職務遂行に支障があると認められたとき
- (3) その他取り消しをする必要があるとき

附則

この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。